（仮称）熊本市環境影響評価条例（素案概要）

◆ 条例制定の目的

近年、市民の環境に対する関心は高まっており、事業の計画段階から環境保全について調査、予測及び評価を実施する「**環境影響評価制度**」は重要なものとなっている。本市の清らかな地下水や豊かな緑といった良好な自然環境のほか、熊本城などの本市の魅力である歴史文化遺産を持続可能なものとするため、本市独自の「**（仮称）熊本市環境影響評価条例**」を制定するもの。

＜環境影響評価制度＞

国の環境影響評価法や各自治体の環境影響評価条例により、一定規模以上の開発事業（公共事業や民間事業）を行う場合に、当該事業が周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業の計画段階から、事業者自ら調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や行政、専門家の意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からより良い事業実施につなげていく制度。

◆ 条例制定の効果

本市の地域特性に応じたきめ細かな環境影響評価制度を構築することができるとともに、これまで本市域内での大規模な開発事業は、熊本県の環境影響評価条例等により環境影響評価手続が行われてきたが、本市独自の環境影響評価条例を制定することで、熊本県を介さず事業者に対して環境影響評価手続や環境保全上の必要な措置を求めるなど、本市の環境保全に主体的に取り組むことができる。

◆ 条例の構成（案）

目次	
第１章　総則 （第１条－第３条）	第４章　対象事業の内容の修正等 （第 34 条－第 36 条）
第２章　技術指針 （第４条）	第５章　評価書の公告及び縦覧後の手続 （第 37 条－第 43 条）
第３章　環境影響評価に関する手続等 （第５条－第 33 条）	第６章　事後調査の実施等 （第 44 条－第 46 条）
第１節　配慮書の作成等 　（第５条－第 10 条）	第７章　環境影響評価その他の手続の特例等 （第 47 条－第 50 条）
第２節　対象事業に係る判定等 　（第 11 条・第 12 条）	第１節　都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第 47 条・第 48 条）
第３節　方法書の作成等 　（第 13 条－第 19 条）	第２節　港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続（第 49 条・第 50 条）
第４節　環境影響評価の実施等 　（第 20 条・第 21 条）	第８章　環境影響評価法との関係 （第 51 条・第 52 条）
第５節　準備書の作成等 　（第 22 条－第 29 条）	第９章　熊本市環境影響評価審査会 （第 53 条）
第６節　評価書の作成等 　（第 30 条－第 33 条）	第 10 章　雑則 （第 54 条－第 61 条）

◆ 条例のポイント

1 環境影響評価に関する手続について

環境影響評価及び事後調査が適切に行われるために、下表のとおり環境影響評価手続を規定する。なお、事業者による**環境負荷の低減につながる事業の検討**を促し、**環境影響に応じた効果的な環境影響評価手続**とするため、「**② 対象事業に係る判定等**」の手続を設ける。これにより、高性能な施設への建替えなど環境影響が小さくなると考えられる事業等は、環境影響評価手続の一部を省略できるものとする。

＜環境影響評価に関する手続の流れ＞

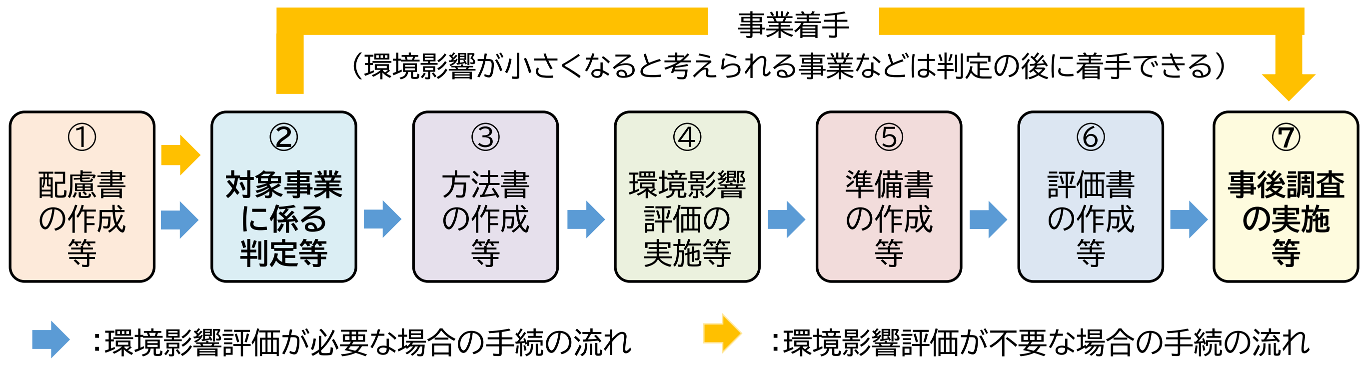

環境影響評価手続の一部を省略する場合でも、**環境保全について適正な配慮がなされることを確保するため**、事業着手後に事業者から**事業計画で想定していた環境影響の範囲内であるか**報告を求め、実際に環境影響が生じた場合には、**追加の環境保全措置等を求める**ものとする。

環境影響評価法では、対象事業に係る判定等で環境影響評価不要となった場合には、事後調査までは求めていないが、本市では上記の理由により事後調査及び報告を求めることとする。

＜環境影響評価に関する手続の内容＞

	手続の種類	手続の概要
①	配慮書の作成等 （条例第 5 条－第 10 条関係）	・重大な環境影響を回避・低減するため、事業計画の早期段階において、簡易的に調査、予測及び評価を行う手続
②	**対象事業に係る判定等** （条例第 11 条・第 12 条関係）	・事業特性や地域特性、事業実施による環境への影響を考慮し、環境影響評価を行うかどうかを判定する手続
③	方法書の作成等 （条例第 13 条－第 19 条関係）	・環境影響評価を適切に行うために、どのような項目について、どのような方法で調査、予測及び評価を行うかを決める手続
④	環境影響評価の実施等 （条例第 20 条・第 21 条関係）	・方法書で決定した項目や方法に基づいて、調査、予測及び評価を実施し、環境保全対策を検討しながら、環境影響を総合的に評価する手続
⑤	準備書の作成等 （条例第 22 条－第 29 条関係）	・環境影響評価で実施した調査、予測、評価の結果や環境保全対策を検討した結果を取りまとめる手続
⑥	評価書の作成等 （条例第 30 条－第 33 条関係）	・準備書で取りまとめた結果に対する意見を踏まえ、必要に応じて見直した上で、最終的に環境影響評価の結果を取りまとめる手続
⑦	事後調査の実施等 （条例第 44 条－第 46 条関係）	・工事中や供用開始後に環境影響を把握するために調査し、環境影響に対する環境保全対策について報告書として取りまとめる手続

2　環境影響評価条例の指定地域について

本市の特徴である**自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産**について、より環境への配慮が必要な地域として、下記のとおり「**指定地域**」と設定する。指定地域や指定地域に隣接して行われる事業は、他の地域で行われる事業よりも環境影響評価が必要となる事業の規模要件を厳しく設定する。これにより、**指定地域での開発を抑制する**とともに、**他の地域で行われる事業よりも小規模な事業も対象に環境配慮を求める**こととする。

＜後世に引き継ぐべき本市の環境＞

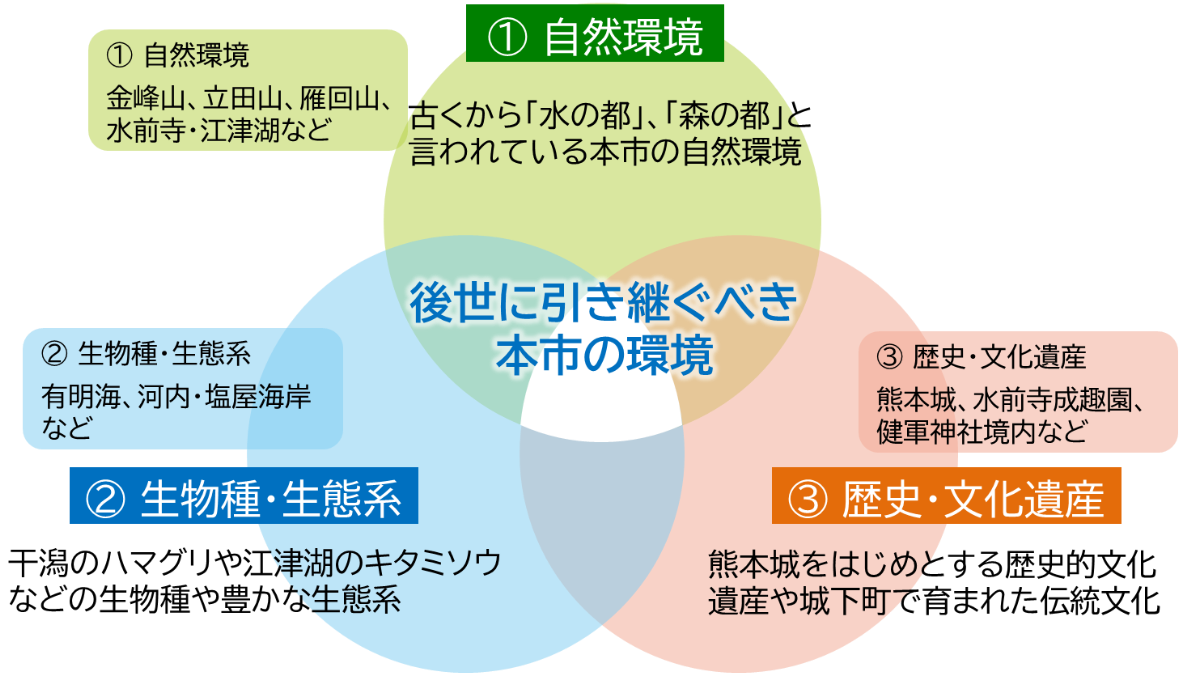

＜本市の指定地域の一覧＞

	分野	地域名	概要（根拠法令）	代表地域又は対象
①	自然環境	県立自然公園	・優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域（熊本県立自然公園条例）	金峰山、立田山など
②	自然環境	環境保護地区	・市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域（熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例）	砂取環境保護地区など（13 箇所）
③	自然環境	保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全等に必要な地域（森林法）	金峰山、立田山、雁回山など
④	自然環境	風致地区	・土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致（自然的景観）の維持が必要な区域（都市計画法）	立田山、水前寺、江津湖など（7 地区）
⑤	生物種・生態系	干潟・藻場	・生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域（自然環境保全法）	有明海沿岸、河内・塩屋海岸など
⑥	歴史・文化遺産	史跡・名勝・天然記念物	・鑑賞上又は歴史上等価値の高いもの（文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例）	熊本城跡、水前寺成趣園など

＜指定地域の位置図＞

別紙「指定地域の位置図」を参照。

3 環境影響評価条例の対象事業について

熊本県が規定している環境影響評価の対象事業を基本としつつ、本市の地域特性や環境への影響を踏まえ、下表のとおり「**大規模建築物（高層建築物）**」及び「**複合事業**」についても本市の対象事業とする。

また、原則、市内全域を対象として、熊本県の対象事業の規模要件以上となる事業を「**第１種事業**」、指定地域を対象として、「第１種事業」の規模要件未満かつ 50%規模以上となる事業を「**第２種事業**」とする。

No	事業の種類	対象事業の規模要件等	
		第１種事業（市内全域）	第２種事業（指定地域）
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4 車線以上かつ長さ 5 ㎞以上 （森林地域：2 車線以上かつ長さ 10 ㎞以上）	4 車線以上かつ長さ 2.5 ㎞以上 （森林地域：2 車線以上かつ長さ 5 ㎞以上）
	大規模林道	幅員 6.5m 以上かつ長さ 10 ㎞以上	幅員 6.5m 以上かつ長さ 5 ㎞以上
2	ダム	貯水面積 50ha 以上	貯水面積 25ha 以上
	堰	湛水面積 50ha 以上	湛水面積 25ha 以上
	放水路	土地改変面積 50ha 以上	土地改変面積 25ha 以上
3	鉄道	長さ 5 ㎞以上	長さ 2.5 ㎞以上
	軌道	長さ 5 ㎞以上	長さ 2.5 ㎞以上
4	飛行場	滑走路の長さ 1,250m 以上	滑走路の長さ 625m 以上
5	水力発電所	出力 15,000kW 以上	出力 7,500kW 以上
	火力発電所	出力 75,000kW 以上	出力 37,500kW 以上
	地熱発電所	出力 5,000kW 以上	出力 2,500kW 以上
	風力発電所	出力 5,000kW 以上	出力 2,500kW 以上
	太陽電池発電所	面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
6	廃棄物最終処分場	新設すべて	
	廃棄物焼却施設	処理能力 4t/時又は 100t/日以上	処理能力 2t/時又は 50t/日以上
	し尿処理施設	処理能力 100kl/日以上	処理能力 50kl/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積 25ha 以上 （干潟等地域：面積 5ha 以上）	
8	土地区画整理事業	面積 25ha 以上 （一定の要件を満たす場合（※1）：面積 50ha 以上）	面積 12.5ha 以上 （一定の要件を満たす場合（※1）：面積 25ha 以上）
9	新住宅市街地開発事業		
10	工業団地の造成事業		
11	新都市基盤整備事業		
12	流通業務団地の造成事業		
13	住宅団地の造成事業		
14	農用地の造成事業	面積 100ha 以上	面積 50ha 以上
15	スポーツ施設又はレクリエーション施設	面積 25ha 以上 （一定の要件を満たす場合（※1）：面積 50ha 以上）	面積 12.5ha 以上 （一定の要件を満たす場合（※1）：面積 25ha 以上）
	ゴルフ場	面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口 10 万人以上	計画処理人口 5 万人以上
17	工場・事業場	燃料使用量 8kl/時又は平均排出水量 0.5 万㎥/日以上	燃料使用量 4kl/時又は平均排出水量 0.25 万㎥/日以上
18	豚房施設	施設面積 7,500 ㎡以上	
19	岩石、土、砂利の採取	面積 30ha 以上	面積 15ha 以上
20	その他の造成事業	面積 25ha 以上 （一定の要件を満たす場合（※1）：面積 50ha 以上）	面積 12.5ha 以上 （一定の要件を満たす場合（※1）：面積 25ha 以上）
21	**大規模建築物（高層建築物）**	**延べ面積 5 万㎡以上かつ高さ 100m 以上**	
22	**複合事業**	**詳細は後述する（※2）。**	**詳細は後述する（※2）。**

※ 上表の対象事業の規模要件等は一部抜粋したもの。

（※1）「一定の要件を満たす場合」について

「一定の要件を満たす場合」とは、事業による地下水の採取量と開発により減少する涵養量の合計を超える涵養等を行うことが確実と見込まれるものとして市長が認める場合のことをいう。

（※2）複合事業について

個別の開発行為が規模要件に満たない事業であっても密接に関連する 2 つ以上の面事業が一体的に実施されることにより、環境に著しい影響を及ぼすおそれが生じる場合がある。

（例）レクリエーション施設 20ha ＋ 土地区画整理事業 10ha ⇒ **合計 30ha**

上記の場合、各事業規模では、環境影響評価の規模要件（25ha 以上）に満たないが、合計で規模要件（25ha 以上）を満たすこととなる。また、複数の規模要件未満の切り分け事業のような「アセス逃れ」が行われる場合も想定され、これらに対しても適切に環境影響評価を求めるため、一体的に実施される事業を「**複合事業**」として規定する。

① 複合事業の定義

2 つ以上の面事業が一体的に実施される事業群であって、環境影響が総体として大きくなるもの。

② 複合事業の要件

構成するそれぞれの事業の規模をそれぞれが単独で実施された場合に適用される規模要件で除した**数値の和が 1 以上**となるもの。

＜参考：複合事業の具体例＞

（a）太陽電池発電所 **4ha**、（b）工業団地の造成事業 **20ha** の 計 24ha の面事業が一体的に実施される場合

【判定方法】

太陽電池発電所が対象事業となる規模要件は **20ha 以上**、工業団地の造成事業が対象事業となる規模要件は **25ha 以上**である。（a）の事業と（b）の事業それぞれが単独で実施された場合に適用される規模要件で除した数値とその数値の和は次のとおり。

（a）4ha / 20ha ＝ **0.2** ，（b）20ha / 25ha ＝ **0.8** ∴ （a）＋（b）＝ **1.0**

よって、（a）と（b）の数値の和が 1 以上となるため、上記の事業は**「複合事業」**として**環境影響評価が必要**となる。

③ 複合事業の一体性の考え方

複合事業における一体性の判断を明確化するため、**次の（i）から（iii）までの全ての要件を満たす場合**は、「複合事業」に該当するものとする。

	一体性の要件	具体的な内容
（i）	**事業の近接性**	**・事業を実施する区域が近接し、又は隣接していること。**
（ii）	**事業の実施時期**	**・事業の着手予定日から５年以内に他の事業の着手が計画されていること。**
（iii）	**事業の実施主体**	**・事業者が同一又は会社法の親会社と子会社の関係であること。**

4 対象事業に係る判定手続について

対象事業に係る環境影響評価の要否に関する判定にあたっては、下記に示す**事業特性**及び**地域特性**の判定基準に基づき、環境影響評価に関連する各項目の専門家で構成する「**熊本市環境影響評価審査会**」（※3）を開催し、専門家の意見を求め、本市が環境影響評価手続の要否の判定を行う。

＜対象事業の判定手続の流れ＞

対象事業の事業特性	＋	周辺環境の地域特性	環境影響評価審査会の開催 →（環境影響の程度を評価）	判定（熊本市）

（※3）**熊本市環境影響評価審査会**

環境影響評価、事後調査、対象事業の判定手続に係る技術的な事項を調査審議するために、（仮称）熊本市環境影響評価条例に基づき専門家等で構成する組織。

◎ **事業特性の判定基準**

次の要件に合致する場合は、**環境影響評価不要**と判断する。

○ **第 1 種事業が実施される場合で**、当該事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するものとなる可能性が高いもの。
（例：同規模の廃棄物焼却施設の建替え、大気汚染が改善される工場・事業場の建替え など）

○ **第 2 種事業が実施される場合で**、当該事業と同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないもの。
（例：環境目標や規制基準の超過がない工場・事業場の設置 など）

◎ **地域特性の判定基準**

次の要件に合致する場合は、**環境影響評価必要**と判断する。

○ 対象事業が実施されるべき区域等に**環境影響を受けやすい施設等**が存在し、かつ、当該事業の内容が**一定程度の環境影響を及ぼすおそれがあるもの**。
（例：湖沼などの閉鎖性の高い水域、病院・住居等が集合している地域、野生生物の生息地 など）

○ 対象事業が実施されるべき区域等に**環境の保全を目的として法令等により指定された地域等**が存在し、かつ、当該事業の内容が**相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるもの**。
（例：県立自然公園の区域、環境保護地区、生息地等保護区の区域 など）

○ 対象事業が実施されるべき区域等に**既に環境基準を超過する地域等**が存在し、かつ、当該事業の内容が**相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるもの**。
（例：大気汚染、水質汚濁又は騒音の環境基準が確保されていない地域 など）

別紙

＜指定地域の位置図＞

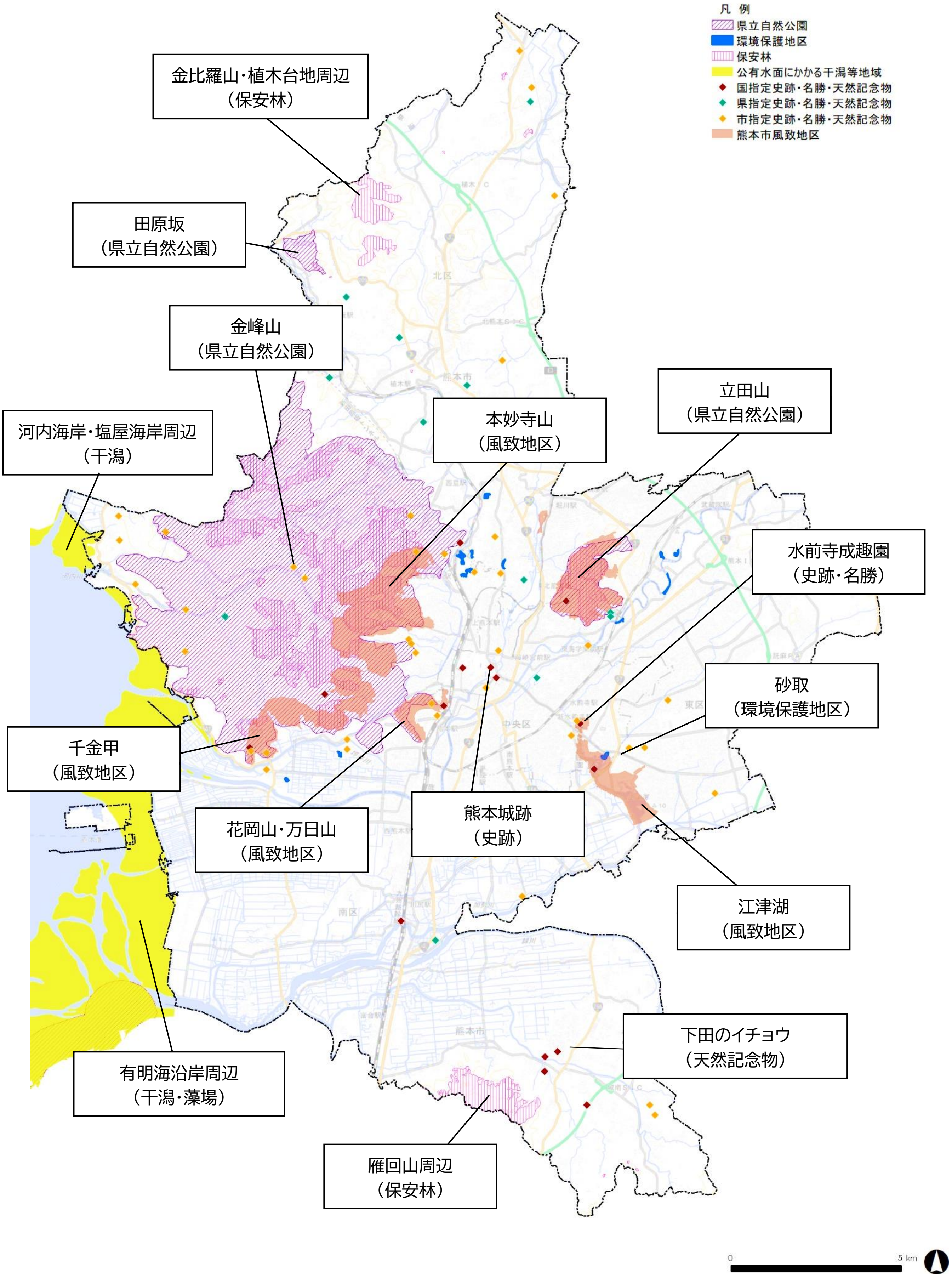
凡 例
県立自然公園
環境保護地区
保安林
公有水面にかかる干潟等地域
国指定史跡・名勝・天然記念物
県指定史跡・名勝・天然記念物
市指定史跡・名勝・天然記念物
熊本市風致地区
金比羅山・植木台地周辺
（保安林）
田原坂
（県立自然公園）
金峰山
（県立自然公園）
河内海岸・塩屋海岸周辺
（干潟）
本妙寺山
（風致地区）
立田山
（県立自然公園）
水前寺成趣園
（史跡・名勝）
砂取
（環境保護地区）
千金甲
（風致地区）
花岡山・万日山
（風致地区）
熊本城跡
（史跡）
江津湖
（風致地区）
有明海沿岸周辺
（干潟・藻場）
下田のイチョウ
（天然記念物）
雁回山周辺
（保安林）
北区
中央区
東区
南区
0
5 km